

証券投資信託の信託終了のお知らせ

このたび、当社では、下記の追加型証券投資信託につきまして、平成 22 年 7 月 6 日をもって信託を終了（繰上償還）する予定ですのでお知らせします。

記

1．対象となる証券投資信託の名称

ブラックロック・ジャパン・バリュース・ファンド（以下「当ファンド」といいます。）

2．信託終了の理由

当ファンドの受益権の口数が当該投資信託約款に定められた口数を下回っており、現在の純資産総額では適切な運用を維持することが困難な状況となっているため、投資信託約款の規定に基づき信託を終了する予定です。

3．償還予定日

平成 22 年 7 月 6 日

4．諸手続について

この信託終了（繰上償還）については、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、平成 22 年 6 月 8 日に書面による決議（以下「本決議」といいます。）を行います。本決議に賛成または反対される旨を受益者の皆様へ発送される「議決権行使書面」にご記入の上、平成 22 年 5 月 17 日から平成 22 年 6 月 7 日までの期間に弊社にご送付ください。

本決議は、議決権を行使することができる受益者（平成 22 年 5 月 12 日時点の受益者を指します。）の半数以上であって、当該受益者の議決権の 3 分の 2 以上の賛成をもって可決された場合、予定通り平成 22 年 7 月 6 日をもって当ファンドの信託を終了（繰上償還）します。

上記の受益者数および議決権口数による賛成を得られず本決議が否決された場合は、当ファンドの信託終了（繰上償還）の手続きは行われません。

信託を終了することとなった場合、本決議に反対された受益者は、自己に帰属する受益権を当該受益権が有すべき公正な価額で、ご購入いただきました販売会社を通じて当ファンドの受託会社に対し、平成 22 年 6 月 16 日から平成 22 年 7 月 5 日までの間に、当該受益権に係る投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

以上

平成 22 年 4 月 28 日
東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号
ブラックロック・ジャパン株式会社